

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 2 9 日

各都道府県
各地方厚生（支）局

介護福祉士養成施設担当
社会福祉士養成施設担当
喀痰吸引等研修担当
介護福祉士学校担当
社会福祉士学校担当
福祉系高校担当

御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

社会福祉士及び介護福祉士法に関する手続きにおいて
押印を求める手続きの見直しについて

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年12月に「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第208号）が公布されたことに伴い、社会福祉士及び介護福祉士法に関する各通知において示している、別紙の手続きに係る申請様式・届出様式についても、押印は不要とすることとします。

各都道府県、地方厚生局におかれましては、管内介護福祉士養成施設・介護福祉士学校（介護福祉士実務者研修を行っている施設を含む。）社会福祉士養成施設・社会福祉士学校、福祉系高校及び喀痰吸引等登録研修機関等へ周知していただくようお願いいたします。

(別紙)

- ・ 介護技術講習の実施の届出
- ・ 介護技術講習の実施報告
- ・ 介護技術講習の内容の変更の届出
- ・ 指定養成施設等の学則等の変更の承認申請
- ・ 指定養成施設等の指定取消申請
- ・ 指定養成施設等の生徒数等の報告
- ・ 指定養成施設等の名称等の変更の届出
- ・ 実習演習科目の確認の取消しの申請
- ・ 実習演習科目の確認の申請
- ・ 実習演習科目の確認の変更の届出
- ・ 登録研修機関の業務規程の届出
- ・ 登録研修機関の登録の申請
- ・ 登録研修機関の変更の届出
- ・ 登録研修機関の喀痰吸引等研修業務の休廃止の届出
- ・ 登録特定行為事業者の登録申請
- ・ 登録特定行為事業者の名称等の変更の届出
- ・ 登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときの届出
- ・ 登録喀痰吸引等事業者の登録申請
- ・ 登録喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出
- ・ 登録喀痰吸引等事業者の喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときの届出
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証の交付申請
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出
- ・ 養成施設等の指定申請
- ・ 養成機関等の指定申請
- ・ 指定養成機関等の学則等の変更の承認申請
- ・ 指定養成機関等の名称等の変更の届出
- ・ 指定養成機関の学生数等の報告
- ・ 指定講習会の受講人員等の報告
- ・ 指定養成機関等の指定の取消しの申請